



和水町公告第 25 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

① 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：下津原中区自治会

区域：熊本県玉名郡和水町下津原中区

主たる事務所の所在地：熊本県玉名郡和水町下津原 2910 番地 1

② 不動産に関する事項

土地の地目：田

面積：1562 m²

所在地：玉名郡和水町下津原字下田 3049 番 4

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(別添「表題部所有者又は所有権の登記名義人一覧」のとおり)

③ 公告期間 平成 30 年 7 月 10 日～平成 30 年 10 月 10 日

④ 異議を述べる方法

和水町長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

平成 30 年 7 月 10 日

和水町長 高巢 泰廣



表題部所有者又は所有権の登記名義人一覧

	住所	氏名
1	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 5 5 番地	永田亭藏
2	玉名郡菊水町大字下津原 2 5 9 2 番地	吉田貞彦
3	玉名郡菊水町大字下津原 2 5 8 4 番地	吉田政英
4	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 0 4 番地	永田萬平
5	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 0 1 番地	庄山半三郎
6	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 0 7 番地	庄山新平
7	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 2 9 番地	庄山仁八
8	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 3 1 番地	永田栄次郎
9	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 3 6 番地	永田栄太
10	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 3 1 番地 1	永田彌三太
11	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 5 4 番地	永田康次
12	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 5 0 番地	永田市治
13	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 5 0 番地	永田米藏
14	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 5 8 番地	永田千藏
15	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 6 2 番地	永田茂平
16	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 6 1 番地	永田益次
17	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 6 6 番地	庄山吉平
18	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 6 9 番地 2	野田己次郎
19	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 6 6 番地	庄山勝馬
20	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 7 1 番地	庄山勝藏
21	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 7 2 番地	庄山丑太郎
22	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 7 5 番地	庄山富士男
23	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 7 9 番地	庄山千代吉
24	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 8 0 番地	永田惣平
25	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 8 3 番地	永田栄八
26	玉名郡菊水町大字下津原 2 9 5 9 番地	永田久次郎
27	玉名郡菊水町大字下津原 2 8 9 7 番地	永田栄七